

令和5年度 第12回倉吉市農業委員会会議事録

1 開催日時 令和6年3月8日(金) 午後1時30分から午後2時45分

2 開催場所 倉吉市役所 本庁舎3階 大会議室

3 出席委員 (28人)
会長 2番 山脇 優 委員

農業委員

1番 高見美幸 委員	3番 船越省吾 委員	4番 田村静伸 委員
5番 福井章人 委員	6番 藤井由美子 委員	7番 室山恵美 委員
8番 吉村年明 委員	9番 山下賢一 委員	10番 筏津純一 委員
11番 堀川理恵 委員	12番 數馬 豊 委員	13番 鐵本達夫 委員
14番 美田俊一 委員	15番 衣笠健一郎 委員	16番 松本幸男 委員
17番 河野正人 委員	18番 原田明宏 委員	19番 早田博之 委員

農地利用最適化推進委員

福井満寿美 委員	山脇賢治 委員	塚根正幸 委員	田倉恭一 委員
秋山美香 委員	藤原 治 委員	林 修二 委員	小谷義則 委員
山下洋一郎 委員			

4 欠席委員 (0人)

5 議事日程

第1 開会

第2 会長あいさつ

第3 議事録署名人の決定

第4 連絡・報告事項

第5 議事

議案第69号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第70号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第71号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第72号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議案第73号 農用地利用集積計画の決定について

議案第74号 農用地利用集積等促進計画について

第6 その他

第7 閉会

6 農業委員会事務局職員

局長 内川 啓二

主幹 梶本 幸敬

主任 岩田 寿朗

経済観光部農林課職員

主幹 清水 彰夫

7 会議の概要

(1) 開 会

事務局 ただ今より、令和5年度第12回農業委員会会議を開会いたします。初めに山協会長よりごあいさつをお願いいたします。

(2) 会長あいさつ

会 長 (会長あいさつ)

※ 議長選出

事務局 この後は農業委員会会議規則第3条により、会長が議長となり会議を進行していただきます。よろしくをお願いいたします。

(3) 議事録署名人の決定

議 長 それでは本日の議事録署名人ですが、私のほうで指名させていただいてもよろしいでしょうか。

(はいの声)

議 長 それでは指名をさせていただきます。18番 原田委員、19番早田委員に議事録署名人をお願いいたします。

※ 欠席・遅刻届連絡委員の報告

議 長 欠席はありません。

(4) 連絡・報告事項

議 長 それでは(4)連絡報告事項、事務局からお願いします。

事務局 令和5年度第12回倉吉市農業委員会会議報告及び予定事項でございます。別紙をご覧ください。(以下事務局説明)

議 長 続きまして、くらし農業に関する相談会について、山下委員。

山下推進委員 2月21日の午前中に相談会がありまして、2名の相談がありました。〇〇〇〇さんから売買についての相談がありまして、購入予定者である〇〇〇〇さんと一緒に来ていただきました。〇〇さんが認定農業者であることもありまして、土地の金額をお話し合いの上、売買については農業委員会で手続き等を行う方向で話をさせていただきました。

続きまして、〇〇の〇〇〇〇〇さんがいらっしゃいましてご主人が入院されましたので、農地の管理について相談したいということでした。その際、地番とかよくわからなかったのが吉村委員に現地の確認をしていただきました。その結果、ほぼ山林だったところと山林でないところもなかなか荒廃していたので、農地のあっせんは不可能であると伝えると了承していただきました。以上です。

議 長 はい、今説明があったとおりでございまして、なかなか難しいという判断でございまして。写真も載っておりますけれども、荒廃農地になってしまっていたり

ということですね、無理ということですね。

5番 たぶんだめでしょう。荒廃農地としても補助金がないとだめなんじゃないでしょうか。

議長 裏のほうは家が近くにあるんだけど、家の近くか。

5番 ○○○○さんの入り口の近くです。

議長 どこの入り口か、○○のほうか。

5番 事務所が下にあって、○○のほうです。

議長 ちょっと、無理だということですね。

(5) 議 事

議長 それでは(5)の議事に入ります。本日の議事について、事務局より説明をしてください。

事務局 本日の議案について説明させていただきます。始めに議案第69号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。議案2ページから3ページのとおり5件の申請がございます。番号1、番号2、番号5は贈与による所有権移転、番号3は売買による所有権移転、番号4は交換による所有権移転でございます。なお、番号1については夫婦間、番号2は祖父と孫との間がら、番号5は親子間でのそれぞれ贈与となります。

続いて議案第70号 農地法第4条の規定による許可申請についてでございます。議案5ページ記載のとおり1件の申請がございます。○○○○○○地内における農業用倉庫の建築でございます。申請地は農振農用地区域内の農地でございます。現在軽微変更の手続き中でございます。許可根拠は農業用施設への転用でございます。

次に議案第71号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。議案7ページ記載のとおり2件の申請がございます。番号1は○○○地内における7区画の宅地分譲でございます。申請地は都市計画用途区域の第1種中高層住居専用地域及び第1種住居地域に指定されておりますので、農地区分は第3種農地で原則許可でございます。番号2は○○地内における駐車場の整備でございます。申請地は都市計画用途区域の準工業地域に指定されておりますので、農地区分は第3種農地で原則許可でございます。

続いて議案第72号 非農地・非採草放牧地現況証明申請についてでございます。議案9ページ記載のとおり3件の申請がございました。

議案第73号 農用地利用集積計画の決定についてですが議案の12ページから51ページのとおり116件の利用権設定の申出と、議案52ページから54ページのとおり3件の所有権移転がございます。

議案第74号 農用地利用集積等促進計画については議案63ページから65ページまで46件の協議がございます。本日の議案は以上でございます。

議案第69号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 長 それでは議案第69号 農地法第3条の規定による許可の申請について委員の皆さんにお諮りいたします。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、挙手による採決を行います。ただ今の議案第69号につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、承認といたします。

議案第70号 農地法第4条の規定による許可申請について

議 長 続きまして議案第70号 農地法第4条の規定による許可申請について委員の皆さんにお諮りいたします。本件につきましては、本日午前10時30分より当番委員であります數馬委員、山下洋委員、藤井代理、内川局長、岩田主任と私の6人で現地の調査に行っておりますので、代表して數馬委員より報告をお願いいたします。

12番 6名で現地調査を行いまして、全く問題ないということで一致しております。以上です。

議 長 ただ今報告がございました。何ら問題なしということでございましたので、それでは皆さんの議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、ただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認といたします。

議案第71号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長 続きまして議案第71号 農地法第5条の規定による許可申請についてお諮りいたします。本件につきましても、先程同様現地の調査に行っておりますので、代表して數馬委員より報告をお願いいたします。

12番 報告いたします。番号1番、2番ともに問題なしということで意見が一致しております。

議 長 ただ今報告のとおり2件とも問題なしということで報告がございました。それでは議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、ただ今の議案につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので議案71号につきましては承認といたします。

議案第72号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議 長 続きまして議案第72号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について委員の皆さんにお諮りいたします。本件につきましても先程と同じように6名で現地の調査に行っておりますので、続いて数馬委員より報告をお願いいたします。

12番 12番 数馬です。番号1番、2番、3番とも問題なしということで意見が一致しております。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。それでは議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、ただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認といたします。

議案第73号 農用地利用集積計画の決定について

議 長 続きまして議案第73号 農用地利用集積計画の決定についてお諮りいたしますが、本日の農用地利用集積計画の各筆明細に該当委員に係る案件がございますので、事務局より全体の説明を受ける前に該当委員に係る案件を先に審議させていただくことにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしということでございますので、そのように進行させていただきます。農業委員会等に関する法律第31条の規定により該当委員の退席を求めます。

12ページ番号1番と2番の〇〇〇〇〇〇〇〇は、6番 藤井委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(藤井委員 退席)

議 長 それでは事務局説明をお願いします。

事務局 12ページでございます。申請番号1番、〇〇〇〇〇〇の2筆、442㎡の水田の賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでその他12ページの番号2番と、合計いたしまして3筆、1,568㎡の賃借権の設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 はい、ただ今説明がございました。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、ただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、全員賛成でございますので承認といたしまして、藤井委員の入場を求めます。

(藤井委員 入場・着席)

議 長 藤井委員へ、ただ今の案件につきましては異議なしということで承認されましたので報告いたします。

続きまして、13ページ番号3番から14ページの番号7は、15番 衣笠委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(衣笠委員 退席)

議 長 それでは衣笠委員が退席しましたので事務局説明をお願いします。

事務局 13ページでございます。申請番号3番、〇〇〇の1筆の1,363㎡の水田の賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでその他14ページの番号7番まで、合計いたしまして12筆、29,630㎡の賃借権の設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 はい、ただ今の案件につきまして議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認といたしまして、衣笠委員の入場を求めます。

(衣笠委員 入場・着席)

議 長 衣笠委員へ、ただ今の案件につきましては異議なしということで承認されましたので報告いたします。

続きまして、45ページ番号97番は、18番 原田委員に係る案件でございますので原田委員の退席を求めます。

(原田委員 退席)

議 長 それでは事務局説明をお願いします。

事務局 45ページでございます。申請番号97番、〇〇〇〇〇〇の1筆、1,321㎡の水田の賃借権の設定でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 はい、ただ今原田委員の案件について説明がございました。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認といたします。原田委員の入場を求めます。

(原田委員 入場・着席)

議 長 原田委員へ、ただ今の案件につきましては異議なしということで承認されましたので報告いたします。

以上で該当する出席委員に係る案件について審議は終了しました。引き続きいて全体について審議を行います。事務局より説明をお願いします。

事務局 12ページに戻ります。利用権設定各筆明細等集計表につきましては、田、畑、樹園地の合計は383,282㎡でございます。利用権設定各筆明細につきましては、12ページから51ページまでの記載のとおりでございます。補足ですが、上北条地区協定料金は10アールあたり4,000円です。21ページ申請番号28番に記載のある国府の土地改良区賦課金相当額は10アールあたり4,850円となっております。

続きまして52ページ、所有権移転関係でございます。所有権の移転を受ける者、〇〇の〇〇〇〇。所有権を移転する者、〇〇の〇〇〇〇さんでございます。

す。移転する土地は〇〇の1筆153㎡の畑でございます。対価は45,900円、10アールあたりですと300,000円でございます。

続きまして53ページ、所有権移転関係でございます。所有権の移転を受ける者、〇〇の〇〇〇〇。所有権を移転する者、〇〇の〇〇〇〇さんでございます。移転する土地は〇〇の1筆1,136㎡の水田でございます。対価は190,000円、10アールあたりですと167,253円でございます。

続きまして54ページ、所有権移転関係でございます。所有権の移転を受ける者、〇〇の〇〇〇〇。所有権を移転する者、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇さんでございます。移転する土地は〇〇の2筆2,503㎡の畑でございます。対価は375,400円、10アールあたりですと149,980円でございます。

利用権設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、55ページから59ページ、所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、60ページ記載のとおりでございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 それでは全体につきまして皆さまの質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、ただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、全員賛成でございますので承認といたします。

議案第74号 農用地利用集積等促進計画について

議 長 続きまして議案第74号 農用地利用集積等促進計画についてお諮りいたしますが、利用集積等促進計画各筆明細に該当委員に係る案件がございますので、事務局より全体の説明を受ける前に該当委員に係る案件を先に審議させていただくことにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしということでございますので、進めさせていただきます。農業委員会等に関する法律第31条の規定により該当委員の退席を求めます。

63ページ番号7番は、12番 数馬委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(数馬委員 退席)

議 長 それでは事務局、説明してください。

事務局 63ページ番号7番でございます。借受経営体は、〇〇〇。土地につきましては〇〇〇の1筆2,052㎡の水田の促進計画で、賃借権の設定でございま

す。以上でございます。

議 長 　　ただ今數馬委員の案件について説明がございました。質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 　　ないようですので賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 　　はい、全員賛成でございますので承認といたしまして、數馬委員の入場を求めます。

(數馬委員 入場・着席)

議 長 　　數馬委員へ、ただ今の案件につきましては承認されましたので報告いたします。

　　以上で該当する出席委員の案件につきまして審議を終わりました。続いてその他の案件について審議を行いますので、事務局説明をしてください。

事務局 　　はい、63ページでございます。農用地利用集積等促進計画につきましては、63ページの番号1番から65ページの番号46番まで、合計で46筆、58,913.4㎡の水田でございます。促進計画を受ける者の農業経営の状況等は、66ページから70ページに記載しております。

　　農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により倉吉市長から協議がありましたので、本会の意見を求めるものでございます。以上でございます。

議 長 　　それでは議案74号につきまして皆さまからの質疑を求めます。ありませんか。はい、鐵本委員。

13番 　　13番 鐵本です。備考欄に面積うち数ありという表記がありますが、これは登記面積と取扱い面積の違いを言っているのでしょうか。

議 長 　　事務局。

事務局 　　鐵本委員がおっしゃったとおりで、例えば農地番号8番ですと登記面積が2,280㎡で取扱い面積が2,060㎡となっているので面積のうち数がありという表現を使わせていただいています。以上です。

議 長 　　よろしいですね。

13番 　　はい。

議 長 　　その他ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、ただ今の案件について賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認といたします。以上で議事は終了といたします。

この農地利用集積につきましては来年、令和7年4月からは全てこちらのほうになりますので。法律で今まで農業委員会で扱っていたものを全て中間管理機構での手続きになりますのでその点を農業委員の方は更新の際に考えておいてください。農林課が担当です。

(6) その他

議 長 続きまして別冊、その他報告・連絡事項をご覧ください。(1) 農地法第4条の規定による許可を必要としない届出書について及び(2) 農地法第5条の規定による許可を必要としない届出書について岩田主任よりお願いします。

事務局 それでは別冊をご覧くださいと思います。2ページから3ページまで(1) 農地法第4条の規定による許可を必要としない届出書について記載しております。いずれも2アール未満の農業用施設の設置整備についてでございます。2ページ、(1)は〇〇地内における農機具小屋の建築、3ページ(2)は〇〇地内における農作業員の休息所としてのコンテナハウスとトイレの設置で、転用期間、届出地は記載のとおりでございます。

続いて4ページから5ページまで(2) 農地法第5条の規定による許可を必要としない届出書についてでございます。4ページの(1)は倉吉市文化財課が実施する埋蔵文化財の試掘調査に伴う一時転用でございます。転用期間、届出地等記載のとおりでございます。5ページ(2)は鳥取県中部総合事務所道路都市課の発注工事に伴う一時転用でございます。請負業者は〇〇〇〇〇〇〇〇で転用期間、届出地は記載のとおりでございます。以上でございます。

議 長 続きまして(3) あっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任について、梶本主幹。

事務局 はい、6ページのあっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任についてということです。今回は5件ありました。1番目から説明させていただきたいと思います。

まず1番目ですけど、相談者が〇〇〇さんで〇〇〇の水田であります。相談内容は賃貸借ということであります。

7ページ、2番目は相談者が所有者の〇である〇〇〇〇さんで、〇〇の畑であります。相談内容は賃貸借、使用貸借ということであります。

8ページ、3番目は相談者が〇〇〇〇さんで、〇〇の水田であります。相談内容は、賃貸借、使用貸借ということであります。

9ページ、4番目は相談者が〇〇〇〇さんで〇〇の畑であります。相談内容

は賃貸借ということであります。

10ページ、5番目は相談者が所有者の〇である〇〇〇〇さんで、〇〇〇〇〇の水田であります。相談内容は賃貸借、使用貸借ということであります。

以上、あっせん委員の選任についてよろしくお願いいたします。

議 長 それでは選任に入りたいと思います。まず〇〇〇はですね、〇〇地区ですの
で山脇推進委員さん、よろしいですか。お願いします。

次に7ページ、〇〇ですね。〇〇のほうに近いのではないかな、境だな、ど
うしましょうかね。一応は〇〇ほうだけ、松本委員。これは〇〇〇の改良区で
しょう。

16番 畑だから。

議 長 畑か、なら難しいな。

16番 この奥は〇〇〇になるかな。

議 長 〇〇〇か、ここは。〇〇〇〇〇〇だな、これは職務代理の担当だな。藤井委
員、がんばってください。

次、これは〇、〇〇。〇〇と〇〇とどっちが近いか。早田委員か、〇〇は難
しいところだ。土水路で用水路が埋まっちゃったりして、誰もよう作らんって
いうところだわな。まあちょっとがんばってみてな。

次にこれも〇〇〇、田倉委員。

田倉推進委員 2人で。

議 長 じゃあ、塚根委員と2人セットで。次は、〇〇〇〇〇のおもしろい田んぼだ。

6番 何年か前に、見に行ったことがあって。とにかく小さくて、両方が高くて入
るところが小さいトラクターでないと入れない、すごい急な入り口で。やる人
ないよなって言いながら帰った記憶があります。〇〇さんが近くにいっぱい作
ったんるけど、あれは小さいのでないと入らんわって言っとなったです。

議 長 これどないなの、上のほうか。中山間の組合の部類か。

18番 入ってますけど、耕作できるようなところではなくて。

議 長 なら除外してもらわないけん、できんかもしれんか。草刈りして耕耘をして
おけばお金が入るっていうことだけん。組合があるか、ここに。

6番 〇〇の〇〇さんが1人で。

議 長 農業委員の担当者から、組合があれば組合と話をしてもらってそれで管理を
してもらわないと。話してみてな。これは貸し借りがたぶん無理だから、中山
間の組合で管理をしてもらえるかということ。いけんなら外してもらえない。
原田さん、藤井さんと2人でちょっと行って話してみて。

18番 ○○さんにちょっと相談してみて、どういう方向になるか。

議長 それが一番ええけ、お願いします。それでは次、報告について、衣笠委員。

15番 相談者、○○さんの田んぼを確認しました。772㎡でしたが、現地はまず管理されておらず枯れた草がぼうぼうで、畦は1回か2回は草刈りされたようですが田んぼの中はセイタカアワダチソウの残骸が多少見られました。本人に連絡をしました。あっせんのあるこの田んぼについて、使用貸借を行うにしてもまず田んぼの草刈りと田んぼの中の中耕をして欲しいということをお口頭で伝えました。使用貸借する相手は見つかりませんでしたので、本人からも以前作っていた○○○○○○の○○さんも誰か作り手を探しているという話をされていまして、今後も耕作者を探していきたいと思います。

議長 はい、どうもご苦労様でした。続きまして高見委員。

1番 高見です、報告いたします。相談者の方が自分の田んぼがわからないということで本人さんと確認した上で草がぼうぼうなところで、これではあっせんできないということをお言いましたら、本人さんも納得されて考えてみますとのことでした。

議長 はい、ご苦労様でした。続きまして、原田委員。

18番 ○○さんに会って確認させていただきました。以前の耕作者が○○○○さんで、ここは水はけが悪くて草ぼうぼうの田んぼで、しかも三角の田んぼで作りづらくてだめだということです。近隣の方、担い手に相談しましたがなかなか作り手が見つかりません。本人さんにはしばらくかかるかもしれませんが探してみます、ということで別れております。

議長 次は私です。これは私が3年目を作っておきまして、それが済まないとお話ができないということで弁護士の事務所には連絡しておりますので、今年の11月で終わる予定ですので話をしたいと思います。
続きましては藤井委員。

6番 藤井です。現地に行きましたら、山に囲まれていて隣には梨畑、イノシシの柵がしてありました。ソバの畑がないかなって言うておられたので数馬委員さんに相談したら、ちょっと遠いので○○○○さんはどうだろうか言われて○○○○さんに相談しました。場所の説明をして見に行ってもらったら、今はソバの畑でもイノシシが入るそうです。山に囲まれとるし、ちょっとよう作らんわということでした。○○さんに連絡して心当たりはありませんかということをお話を聞いたのですが、なかなかないなということ。じゃあ継続ということで帰りました。以上です。

議長 はい、ご苦労様でした。次、松本委員。

16番 この件は2月9日に農業委員会が済んだ後すぐに現場を見に行きました。そ

したらですね、じゅる田の三角で、今まで作っていた〇〇〇〇さんに聞いたらじゅるくてコンバインがはまってしまってよう作らんというようなことで。それで最終的には相談者の〇〇さんのほうに連絡いたしまして、相続でもらった土地らしくてとにかく売りたいということですけども、現状条件が悪くて買い手が無い。山の水路のすぐ下でどうも水が入っているという感じでした。引き続き買い手が無いか見ておきますが、大変難しいです。

議 長

この案件につきまして前からずっとこの〇〇さんから改良区に相談がありまして、元の所有者の〇〇〇〇さんという方が亡くなって、相続する者がいないということで。この〇〇さんが〇になるので、相続されました。それで改良区のほうは組合員の名義を〇〇さんに変えております。以前から今、松本委員が言われたような状況の田んぼです。なかなか大変でないかと思しますので、当分この状態にしておくしかないなと思えます。

続きまして、福井委員。

5 番

5 番 福井です。この〇〇さんの土地についてはまだ決まっておられません。農振を復帰しまして、補助金で広げる工事をやっております。今年の台風の時に腰の辺りまで水が来て、大変な土地で。排水路を作ったんですけど天神川の逆流で水が入ってきてしまっています。作りなおさないかかなという話をしております。全体的にはまだたくさんの耕作できない土地があり、地区の農事組合の役員が5名おりますが、一緒に話し合いを今やっている最中でもう少し待っていただかないと結果が出ません。申し訳ないですが、そういう状態です。以上です。

議 長

はい。続きまして、原田委員。

1 8 番

原田です。〇〇さん本人と面会しまして、あっせん申請後に前耕作者とまた会われたそうで、前耕作者が引き続いて3年間作るということで決定しました。以上です。

議 長

続きまして、鐵本委員。

1 3 番

村中の田んぼなんですけど、ほ場整備はしてない。水はけが良くないということで。3人の方に声をかけまして1人はちょっと手が回らんというので、後の方がちょっと何か作ってみようかなということで検討してくださいということで別れておりまして、回答があり次第また動こうと思っておりますので、このまま継続です。

議 長

はい、お願いします。それでは最後になりました、小谷委員。

小谷推進委員

推進委員の小谷です。〇〇の方、〇の方計3名に話をしたんですがいずれも首を縦に振ってもらってなくて。実は去年、一昨年に〇〇地区に水を引いている堰堤が壊れましてですね、今いろいろ市にお願いしているみたいですけど。これを直そうとすれば1億何千万、当然地元負担が1千5、6百万ということになりますので、この〇〇土地改良区は小さいのでそんな負担はできなくて。そういうようなことで、ここの田んぼに水を引くのが無理。この間辞めら

れたのも水が来ないからで。堰堤が直せませんので、〇から何とか引っ張ってきて、〇の水路があふれるぐらい水を通して〇〇まで供給していると。ここがその供給している最終の田んぼになっていまして、結局水が要る時には上流からどんどん取ってしまいますので、なかなかここまで水が来ていないと、こういう状況です。その辺りは〇〇の方も〇の方も、頼んだ人もわかっているらしく難航しています。相談者にはまだ連絡できていないんですけど、引き続きやっていくしかないと考えております。以上です。

議 長

はい、引き続きをお願いしたいと思います。このように毎月の例会であっせんがどんどん増えて来ている現状だと思います。高齢化して田んぼもようしていけないということだと思います。これを農業委員会が受けて難しい面が出てきている現状にあります。大規模農家も担い手も手一杯になってきて、これ以上増やしても大変だと聞いております。ですから今後どのようにしていったらいいかなというのが今後の課題ではないかと思っておりますので、皆さん方もいろいろな知恵を出していただきたいと思います。

中には相続放棄しましたというのが改良区にちょこちょこ出てきています。農地、畑全部放棄しましたのでよろしくと、裁判所の判のついた通知を持って来られます。それもこれから大変なことが出てくるかなと思います。改良区は賦課金の徴収も難しくなる時代が来らへんかなというのは思っているところでして、今のところ何とか賦課金の徴収はできているんですけど。下限面積が撤廃になって企業の人を買ってもええってなっても、なかなかこういう山間地でばらばらな中山間地の農地なんて売れるわけがありませんので、考えていかなければならんと思っております。

それでは次に入ります。梶本主幹。

事務局

(5)の農地利用最適化業務活動日誌の提出について、ということで記載のとおり令和6年3月15日の金曜日までに3月分及びそれまでの分の提出をお願いしたいと思っております。大体皆さん出されていまして、今月の分と1、2月の分を若干出されていない方がおりますのでお願いします。3月末には必ず書類を作成する必要があるので、提出は3月15日までをお願いします。まだの方には私のほうから3月15日を過ぎたら提出のない方には電話させていただきますので、よろしくをお願いします。1枚1枚この紙の成果は交付金の算出基礎になりますので、お手数ですがけれどもよろしくをお願いします。当然今ありましたようにあっせん活動の報告についても記載することによって、1回で5,000円というようになっておりますので、できるだけ書き忘れのないようにお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。以上です。

議 長

はい、今の件ですが最初に言いましたように国の予算も結構残ってしまっ来て年度減らすようですので。それから国からもこういう説明がございました。たとえ1日の間で1時間でもいいから自分なりの農地パトロールをしたという記録を書いて出してくださいということで、そういう具合にしてこの活動費を使って欲しいということで。まだ少なかったら、今月でもまだ間に合いますので書いて出してください、皆さんに入る活動費ですので。今日は朝からどここの農地を見て回ったと、そういうのもどんどん書いてください。振り込みは毎年5月かいな。

事務局

5月です。

議長

遠慮せんでもどんどん出してください。県からも言っていましたので。

それからもう1点ですね、中間管理機構のことを話しましたがけれども。中間管理機構はですね、数馬委員や私のはもう出してますけれども、現物支給の場合は問題ないんですけども小作料をお金で払っている方がおられますね、1反5,000円とか4,000円とかそういうのを管理機構に出して申請すると今度は管理機構から地主へ年末に立て替え払いします。そして今度は耕作者から管理機構が徴収します。今は12月に管理機構から払って、耕作者からは1月に徴収しているようですがこの間の理事会で改定せないけんという話があって。立て替え払いしたはええが払ってもらえない耕作者がかなりいるようで数千万になっているようです。機構はお金を銀行から借りて地主に払っているようですので、それもちょっとおかしな話ですけど、高い利息を払ってね。将来的には1月に地主に払って、その後に耕作者からもらおうかという改定をしようかという声があったんですけども、今度21日に鳥取で評議委員会があって私も出ますのでその時にちょっと意見を述べないといけんなど思っております。地主の方もできれば年内に欲しいって言うておられます。耕作者の人も決算が12月なので12月に始末せんと、個人経営の人はほとんど1月から新年度なので年度を跨がるようなことになるので。私が今出しているのは現物支給だけで、更新が来る人の分のみを管理機構に出しておりますけれども、今度お金のやり取りなら県の考え方によってはちょっと考えないといけんなど思います。来年の4月からは必ず管理機構に出さないといけなくなりますので。今日みたいな農地利用集積は農業委員会はしませんのでその点を頭においておいてください。倉吉は農林課ですようになります。

その他のほうで皆さんから何か聞いてみたいことがありましたら。はい、どうぞ。

13番

13番 鐵本です。今の、管理機構にして改善がありますか。お金の問題が出てきてしまうんでしょうか、その辺はどうなんでしょうか。

議長

それがまだはっきり結論が出とらんみたいでね。案は持っているようですが、これは国の法律が変わって中間管理機構に契約をなささいということになって今後はものすごい数が全部出てくるから職員が足りなくなって、下手すれば各市町村に分散せんかなとちらっとは聞いたけど未定です。政府がどのように考えているかですね。

13番

わかりました。

議長

他所がわからないですが、鳥取県では払えない耕作者がかなりいて立て替え払いしたお金が未収になってしまっているようです。これだったら金銭については中間管理機構で扱わずに、当事者間でやり取りすればいいのではないかと評議委員会で言いたいと思っています。

その他、何かございませんか。

(なしの声)

議 長

ないようですので、本日の農業委員会会議は閉会といたします。ご苦労様でした。

— 午後 2 時 4 5 分 閉 会 —